

令和2年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱（制定） 新旧対照表

令和2年度	平成31年度
<p data-bbox="165 252 1133 288"><u>令和2年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="159 384 237 421">(趣旨)</p> <p data-bbox="143 451 1137 488">第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、<u>令和2年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="143 715 468 751">第2条から第15条 省略</p> <p data-bbox="143 782 215 818">附 則</p> <p data-bbox="143 849 797 885">1 この要綱は、<u>令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="143 916 1155 1208">2 この要綱は、<u>令和4年5月31日限り</u>で、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第6条第1項第4号から第7号まで（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p data-bbox="1182 252 2163 288">平成31年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1198 384 1276 421">(趣旨)</p> <p data-bbox="1182 451 2172 488">第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、平成31年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 715 1507 751">第2条から第15条 省略</p> <p data-bbox="1182 782 1254 818">附 則</p> <p data-bbox="1182 849 1823 885">1 この要綱は、平成31年4月11日から施行する。</p> <p data-bbox="1182 916 2172 1208">2 この要綱は、平成33年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により交付された補助金については、第6条第1項第4号から第7号まで（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

別表第1（第2条、第3条関係）

1 補助事業	あつたかふれあいセンターにおいて、次の①～⑤に掲げるサービスを提供するために必要となる、あつたかふれあいセンターの使用する施設の整備（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（1）～（3）の要件をすべて満たすもの	
	事業	事業の概要
	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラム（フレイル予防を含む。）を定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。
	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。
	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。
	④ ショートステイの実施	「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。
⑤ 子ども食堂の実施	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する。（実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。）	
<p>（1）当該施設において、①～⑤に掲げるサービスのうち2以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～⑤に掲げるサービスのうち1以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。</p> <p>なお、いずれの場合においても、施設整備に係る工事完了の翌年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（2）市町村が福祉避難所として位置付けている又は位置付けることが確実なものであること。</p> <p>（3）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>		

別表第1（第2条、第3条関係）

1 補助事	あつたかふれあいセンターにおいて、次の①～④に掲げるサービスを提供するために必要となる、あつたかふれあいセンターの使用する施設の整備（新設又は改修（増築を含む））を行う事業のうち、下記の（1）～（3）の要件をすべて満たすもの	
	事業	事業の概要
	① 介護予防プログラムの提供	介護予防体操等の介護予防プログラムを定時定量的に提供する。 ただし、プログラムの構成に当たってリハビリテーション専門職等の視点を取り入れる、又はリハビリテーション専門職等による効果の検証を行うなど、リハビリテーション専門職等が関与して実施するものであること。
	② 認知症カフェの開催	認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的として開催される集いの場）を定期的に開催する。
	③ 子育て支援や障害者の地域生活支援などの制度サービスの提供	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく子育て支援や障害者支援等のサービスを提供する。
	④ ショートステイの実施	「泊まり」機能により、在宅生活に不安のある高齢者や障害者等を一時的に泊めるショートステイを実施する。
⑥ 子ども食堂の実施	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する。（実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。）	
<p>（1）当該施設において、①～⑤に掲げるサービスのうち2以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。ただし、当該施設がサテライトとして使用される施設である場合には、①～⑤に掲げるサービスのうち1以上のサービス提供に取り組む場合を対象とする。</p> <p>なお、いずれの場合においても、施設整備に係る工事完了の翌年度までにサービス提供を開始すること。</p> <p>（2）施設を新設する場合には、福祉避難所として指定すること。福祉避難所の指定状況が確認できる書類を提出することとし、福祉避難所の指定が翌年度以降となる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。</p> <p>（3）他の補助金等を活用できる事業については、その補助金等の充当残額相当部分に限り本事業の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>		